

I 職業紹介事業

センターでは、日雇労働の就労経路や労働条件の明確化を進めるため、センター発行の「プラカード」を介して行なう相対紹介と、求人票の公開掲示による窓口紹介を行なっている。

あいりん地域においては、建設業を主体とする日雇就労だけでなく、警備業、清掃業、運輸業や倉庫業に関わる就労や、1日2～3時間程度の短時間就労、毎週1～3日程度の就労など、ニーズとその働き方も多様化している。

また、様々な障壁を抱えている就労困難者への支援も必要となっており、日雇就労から段階的に就労自立を目指すアプローチ就労も進めた。

それらの幅広いニーズに対応するため、利用者カードを作成しながら、求職者の職歴や資格・希望職種などの把握を行ない、継続的・包括的に相談を進めながら、より一層の適格者紹介に努めた。

また、寄場においては、適正な求人活動を促進させるため、全ての求人プラカードを「求人の森」へ掲示し、労働条件の明示を徹底しながら、「寄場活用による求職機会の拡大」を図った。

1 職業紹介

建設経済研究所の建設投資の見通しによると、平成30年度は、民間・公共投資とも平成29年度と比べ横ばいで推移、建設投資全体では56兆円台となっている。

東日本大震災関連の復興工事、東京五輪関連の整備工事などの工期も迫られるなか、関西では、大阪北部地震や西日本豪雨などの災害に見舞われた。建設業に従事する就業者数は年々減り続けており、建設労働者の人手不足感は否めず、工事の進捗にも影響を及ぼす状況も見られた。

こうした状況の中、求人受理や適格者紹介に努め、平成30年度の紹介窓口での就職率(紹介票交付数/求職受付数)は、78.3%となり目標を達成した。

(1) 相対紹介による現金求人(現金払いの日々雇用)

早朝の就労あっせんは、求人者と求職者が労働条件を明示している「相対現金求人プラカード」に基づき、直接雇用関係を成立させる「相対紹介」方式を採っている。

また、毎日早朝に、職員が事業所から求人数や業務動向等の聞き取りを行なっている。

平成30年度の現金求人数は、29,098件、延べ269,920人で、目標数より約30,000人を上回る実績となった。

全ての現金求人プラカードを「求人の森」に掲示することも定着しており、求職者に広く求人情報を周知することで、就労機会の拡大に繋がった。〔第1表-1～7、図表①～⑤〕

(2) 相対紹介による契約求人(30日以内の雇用)

寄場において、30日以内の期間を定めて、雇用関係を成立させる求人については、相対契約求人プラカードに基づき紹介を行なっている。

平成30年度の相対紹介による契約求人の紹介は1,486件、7,771人、延べ100,229人で、延人数では前年度より24.7%の減少となった。

「求人の森」での相対契約求人プラカードの掲示も定着・認知され、平成30年度は、「求人の森」への労働条件の明示を徹底し、適正な求人・求職活動の促進を行なうとともに、日雇雇用保険印紙の更新を行なっている事業所に対し「求人申込み」を依頼し、「求人の森」への掲示へと誘導を行なった。〔第2表-1、第2表-1-①、図表⑤・⑥〕

(3) 窓口での紹介による契約求人(30日以内の雇用)

事務所窓口で求人票を掲示する「窓口紹介」では、30日以内の期間を定めて雇用する契約求人の紹介を行なっている。

平成30年度の窓口での契約求人は、665件の36,736人であった。前年度の求人件数より5.1%の増であったが、求人数は7.2%の減少となった。

寄場で必要な労働者を確保できない中、窓口求人で人員を確保したい事業所や新規登録の事業所からの求人が増加し、求人件数増につながった。

〔第2表-1、第2表-1-②、図表⑤・⑥〕

(4) 窓口での紹介による現金求人(現金払いの日々雇用)

寄場に直接出向くことのできない事業所にむけて、窓口における現金求人の申込みを行なってもらえるように努めた。

平成30年度の現金求人数は、950人で目標数よりも5.6%増加したものの、前年度より5.6%の減少となった。

また、求職者からの現金求人への要望が強いことから、事業所訪問・求人開拓を通じて、新たな窓口求人の拡大を図り、事業所のニーズに応じた適格者紹介を行なった。

〔第2表-2〕

(5) 一般求人・紹介(30日を超える長期の雇用)

「窓口紹介」では、雇用の定着・安定を図るため、平成22年度から一般雇用保険に加入している事業所からの一般求人を掲示し、常用を含め安定的雇用の紹介に努めている。

平成30年度の一般求人数は、1,182人で前年度比べ43.8%増となった。

一方、紹介数においても22名と、前年度と比べ、37.5%増となった。

居所や連絡先がなく就職できない就労困難層の相談者が来所した場合、個別困難事情等を聴取したうえで利用者カードを作成し、ニーズに応えることができるよう、求人の選択の幅を広げながら安定就労先へのマッチングを図った。

〔第3表〕

(6) 高齢者職業紹介

55歳以上の労働者のニーズにマッチングできる求人開拓に努め、高齢労働者一人一人に寄添った求職相談や就労支援を行なった。

また、高齢者特別清掃事業(特掃)は、就労機会が減少し、生活が困窮した55歳以上の地域日雇労働者からの申込みを受け、登録制の輪番紹介を行なった。

平成30年度からは、秋期に限定していた追加申込み・受付を変更し、毎月新規申込み・受付を行なった。

① 高齢者窓口紹介

地域高齢労働者が求めている求人は、日々雇用にとどまらない。平成30年度は、ニーズに沿った求人開拓を行ない、高齢労働者自身の体力や経済状況など、それぞれの能力や状況にあった紹介を行なったものの、東大阪市からのごみ収集の求人が途絶えた影響もあり目標値を大きく下回る結果となった。

〔第5表、図表⑦〕

② 「高齢者特別清掃事業(特掃)」等の輪番紹介

就労機会の確保が難しくなる高齢日雇労働者を対象とした特掃の登録者に、毎日、就労場所(センター内清掃、地域外清掃、道路清掃、市有地)別に輪番紹介を行なっている。

平成30年度は一人当たり月平均概ね7回の紹介を行なった。

〔第6表-1、第7表、図表⑦・⑧〕

別途、特掃登録者を対象に「あいりん労働福祉センター就労斡旋機能向上事業（センターガードマン）」の輪番紹介を毎水曜日に行なっており、一人当たり年4回程度（1回3日間の連続就労）の紹介を行なった。
〔第6表-2、図表⑦・⑧〕

（7）「求職者」の開拓、「求人情報」等の提供

あいりん地域で求職活動を行なっている労働者に対して、地域の支援団体などと連携を図り情報収集を行ない、センターで作成した窓口求人一覧表の掲示を支援団体に依頼するなど、より広範囲に情報の提供を行なった。さらに、求職者開拓を強化するため、地域の各支援団体や生活困窮者自立支援法にもとづく事業実施窓口とも連携を深め、求職相談と適格者紹介の拡大を図った。

2 求職相談

（1）一般求職相談

平成30年度は、仮移転先における円滑な職業紹介を目指して、労働者データを統一したうえで、システム化を図り求職相談を通じて「利用者カード」の発行を強化し、一層の適格者紹介に努めた。相談数は、前年度と比べ21.2%増の5,353人となった。

新規求職相談数は430人と目標数を超えなかったが、前年度と比べ約39%の増となった。

また、高齢者特別清掃事業の新規申込者や更新者の内で「利用者カード」未所持者を対象として、求職相談や利用者カードの作成を行なった。
〔第4表〕

（2）高年齢者求職相談

高年齢労働者は、就労意欲があるものの加齢に伴う身体の不調など、本人の能力に応じた求人が減少する。高齢者特別清掃事業の申込者を含め、本人の状況をしっかり聞き取り、相談者のニーズにあった多様な求人の分野で就労し活躍ができるよう支援してきた。

また、求人情報を地域関係機関やセンター窓口で周知を図り、今までセンターへ来所したことがない人にも支援の機会を増やすように努めた。
〔第7表〕

3 施設1階寄場を中心に求人事業所の指導及び就労経路の正常化促進

（1）事業所指導

① 事業所指導

センターは、寄場及びその周辺を中心に求人募集を行なう事業所に向けて、労働条件等の明確化を求めてきた。また、労働者が安心して就労機会を得られるよう、事業所への指導を強化し、適正な職業紹介を行なった。

指導した内容については、データとして整理し、併せて「魅力ある職場づくり」のため、法令の遵守・雇用条件の改善についても働きかけを行なった。

特に労働条件の違反などが判明した事業所には、問題解決にむけて対応を図り、適切な労働契約を締結するよう促した。また、訪問・電話・文書を通じて事業実態を把握し、労働者に確かな事業所情報が提供できるよう求人内容の確認を行なった。

また、センター仮移転後の適正な職業紹介の維持を図るため、求人事業所等から意見聴取等を行なった。
〔第8表-1～6〕

② 事業所懇談会

求人事業所に対し、雇用管理改善を通じた「魅力ある職場づくり」の必要性やメリットの啓発、周知等を行ない、具体的な取り組みを促した。また、各事業所と行政機関との意見交換の場とする目的で、事業所懇談会を開催した。

本年度は22事業所23名が参加し「建設業の人手不足の現状、今後の展開とその課題について ～キャリアアップシステム 外国人労働者の問題点～」について、建設政策研究所 関西支所からの講演、あいりんセンター建替えにともなう（公財）西成労働福祉センターの「仮移転施設建設工事の進捗状況について」や「仮移転先における求人方法等の利用案内について」の説明を行なった。

③ 事業所座談会

センター仮移転後の適正な職業紹介の維持を図り、具体的な職業紹介イメージを示すため、センター仮移転先での紹介システムを活用した求人申し込みや駐車位置利用の方法など、具体化したリーフレットを作成し、参加事業所に説明を行ない、説明内容について理解を得た。

④ 登録事業所への調査

過去1年間（2017年10月1日から2018年9月30日）に地域労働者を雇用した事業所へ電話・FAXなどで実態調査を行ない、事業状況や求人動向・宿舍の状況・雇用労働者数・求人状況などを聞き取った。

今年度の調査では、大阪北部地震や台風21号による「災害復旧工事」等もあり、仕事が上向きと回答した事業所が過去5年間で2番目の高さであった。

しかし、人手不足は深刻化しており「人手が確保できず仕事を断っている」や「人手不足で仕事を安定的に受注できない」等を課題に挙げる回答も多かった。

また、人手不足の対応で「外国人研修生等の活用」、「建設業未経験者の受け入れについて」や「社会保険加入の現状」などの聞き取り項目を追加して状況把握を行なった。

〔第8表-7〕

⑤ 労働・社会保険の適用、建設業退職金共済制度への加入状況の把握と促進

求人事業所には、円滑な求人受理をすすめるために日雇雇用保険の更新について確認を徹底し、本年度は147社が日雇雇用保険の更新をしたことが確認された。併せて関係機関と連携し、文書送付や事業所訪問を活用して健康保険日雇特例の適用促進を図り、制度が定着するよう努めた。

また建設労働者の退職金制度として作られた建退共の加入状況の把握を行なった。これらを通じて事業所に対する助言を行ない、雇用改善の支援と指導を促進した。

⑥ 「求人受理」の適正化

「求人受理」において、「求人担当者と事業所との雇用関係の明確化」等を一層適正化するため、求人担当者には「求人担当者カード」の普及促進を行なった。

本年度は、47名の求人担当者に「求人担当者カード」の配付を行なった。

(2) 就労正常化の促進

① 就労正常化促進特別指導

毎日の早朝時に、寄場及びその周辺において「労働条件の明示」や「適正な労働契約の締結」などを図るため、就労あっせんの正常化を促進する取り組みを行なった。

これに加え、月に1回ないし2回、早朝5時からの「就労正常化促進特別指導日」を設け、通常の業務で行なえていない就労経路および労働条件の明確化を図った。〔第8表-1〕

② 求人事業所調査

寄場及びその周辺において、早朝の時間帯を除いた時間に、適正な求人活動を促すため週に2回「求人事業所調査指導日」を設定し、指導を行なった。「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づく募集方法、プラカードの掲示及び期限切れプラカードの回収などの指導や求人時期に応じた事業所への指導を強化した。また、適正に求人を行っていない事業所が判明した場合、直ちに事業所指導を行なった。

これに加え、関係課と連携し、寄場周辺での求人募集を行なう事業所へ労働条件等の把握を行ない、明確化を図った。〔第8表-1〕

4 就労機会の確保のための求人開拓事業

労働者ニーズの多様化にともなう様々な業種の求人事業所を確保するよう努めた。

とりわけ、技能資格取得者、建設業以外の産業への職種転換希望者、建設業未経験者の受け入れ先の求人開拓を行なった。

平成30年度は、総合相談での就労支援や求職者相談に対する「日雇」から「常用（期間の定めのない雇用）就職」への準備就労である「アプローチ就労」への協力事業所の一層の活用を図った結果、新たに19社（建設15社、警備1社、清掃1社、倉庫1社、工場内1社）が加わり、計86社となった。〔第8表-1～2〕

（1）新規開拓

従来からの就労先の確保に加え、新たに地域に職を求める労働者や総合支援を必要とする労働者の就労機会を確保するため、様々な職種や雇用形態の求人が求められている。

そのため、ハローワークの求人情報をはじめ、各種求人情報誌・新聞広告・インターネットでの求人情報など、あらゆる媒体から情報収集を行ない、訪問や求人勧奨パンフレットの送付により新規事業所への求人開拓を行なった。

本年度は、一般14社、日雇6社の合計20社が新たに登録を行なった。〔第8表-1〕

（2）雇用勧奨

① 雇用勧奨

近年求人実績のない事業所や、地域から日雇労働者を雇用している事業所に対しセンターへ求人申込を促し、訪問や文書などにより地域労働者の雇用勧奨を行なった。

併せて、一般求人を受理した事業所や、新規求人開拓で登録を行なった事業所に対しても、継続して雇用勧奨を行なった。〔第8表-2〕

② 高齢者雇用勧奨

高齢労働者向けの雇用を確保するため、短時間就労可能な求人や、清掃業・警備業等の高齢者向きの職種の事業所に雇用勧奨を行なった。〔第7表〕

5 就労機会の乏しい高齢労働者に対する施設清掃等の仕事の提供

あいりん労働福祉センターの環境美化と、就労機会の減少している地域高齢日雇労働者の就労機会の確保を図るため、「高齢者特別清掃事業（特掃）」に登録している労働者を対象に、あいりん労働福祉センターの施設清掃事業を実施した。〔第6表-1、図表⑧〕

Ⅱ 労働福祉事業

建設業を中心に技能労働者に対するニーズは高まる傾向にあるが、地域労働者の置かれている雇用環境は依然として厳しい。

そのため、労働者のホームレス化など、生活基盤の脆弱化を防ぐための「個別的・継続的・包括的」支援を実施する必要があり、労災・労働相談、医療・生活身上相談、労働者援護など、就労支援の一層の充実を図った。

平成30年度は、「利用者カード」の普及に努め、来所時の主訴の対応に留まらず潜在する労働者ニーズの把握を強化した。また関係機関や地域の支援団体との連携により相談者の支援を行なった。あわせて、職業紹介・求人開拓機能と連携し、より効果的な事業展開に努めた。

1 賃金等労働条件に関する相談

平成30年度の賃金等労働条件に関する相談は、新規相談が33.1%の増加、継続相談が17.5%の増加となった。

新規相談に比して継続相談が増加していないのは、センターの助言を受ければ労働者自身で解決可能な、もしくは理解を得やすい事業所との連絡調整でスムーズな解決が可能だったためである。

平成30年度は、特に初回相談・相談終結時の対応力の向上に努め、ケース検討を通じて相談能力の向上を図った。

また、法令違反の疑いや相談が多い事業所には、紹介課と連携して寄場指導・事業所訪問を行なうなど、問題の解決に取り組んだ。

さらに、大阪労働局との連絡調整会議を通じて、関係法令への理解を深め、困難な相談ケースの解決に努めた。 [第9表-1]

2 労災相談及び労災休業補償立替貸付事業

労働者が労働災害に遭った場合、その相談に応じるとともに、休業期間中の生活の安定を図るため、休業補償給付の立替貸付を行なった。

また、立替貸付期間中に生活上の問題点を聴き取り、労災治癒後に安定した就労・生活が送れるよう、必要な支援を行なった。

(1) 労災相談

現場の安全対策の不備と労働者の知識・経験不足があいまって、重大事故・重症化に結びつく傾向が顕著である。労災に関する基本的知識に乏しい労働者が数多いという課題が変わりなく見られた。そのため「センターだより」等を活用して啓発に取り組み、労災トラブルの予防と受傷者の窓口誘導を図った。

併せて、労災手続きを円滑に図るため、社会福祉法人大阪社会医療センターと連絡調整会議を実施し、情報の共有を図った。

しかし、労災の立替貸付においては、新規にやり取りする医療機関に通院する受傷者の割合が増え続けており、事業説明や協力要請が必要となり、その手続きに大きな労力を要した。

平成30年度は、特に初回相談での対応力の向上に努め、ケース検討を通じて就労復帰に向けた支援を強化した。 [第10表]

(2) 事業主証明の請求並びに代理請求に係る連絡調整事務

平成30年度は、昨年度実績174件を大幅に上回った。事業所への労災手続きに対する理解を得てもらうため、連絡調整事務に丁寧な取り組みを図ったことによる。〔第10表〕

(3) 労災休業補償給付の立替貸付

労災休業期間中の労働者の生活の安定を図り、治療に専念してもらうため、日々貸付7,369,000円（貸付延日数1,611日分）、一括貸付216,417円、合計7,585,417円の立替貸付を行なった。

立替金の差額精算4,784,224円と合わせて取り扱い合計は278件、12,369,641円であった。

貸付実人数は昨年度に比して8人増の14人で、取り扱い金額は120.3%の増となった。〔第10表、第11表〕

(4) 労災立替貸付債権の保全（貸付金の管理、回収）

傷病・通院の確認、労働基準監督署との連携に努め、7,520,417円の立替債権の回収を行なった。〔第11表〕

(5) 労災休業者の就労自立への支援

労災治癒後、円滑に就労生活に復帰できるよう、立替貸付期間を活用して、権利回復に向けた助言を行なった。住民票の回復、銀行口座の開設、債務問題の解決、年金受給資格の確認、健康保険の加入、建退共の加入、居住の安定化など、多面的な支援を行なった。

3 医療相談、生活身上相談、労働者援護

健康上の理由で就労の機会を逸し、一時的に生活に困窮している、より安定的雇用を求めているなどの労働者に対して、ワンストップで対応するため、課・係間の連携を図り就労に結びつくよう支援に力を注いだ。

(1) 医療相談

① 医療相談

治療が必要な労働者には、社会福祉法人大阪社会医療センターへ診療依頼を行なった。軽度の場合、労働者の求めに応じて傷テープ・オロナインを配付した。〔第12表〕

② 健康管理の推進

高血圧の労働者に対して、健康管理の啓発を行なった。特に、就労開始前の自主的な血圧測定を薦めた。〔第12表〕

(2) 生活身上相談

① 総合受付による支援

平成30年度は、引き続きセンターの事業案内を作成し、簡易宿所及び関係機関の協力を得て、地域労働者に広く周知することにより、何らかの困難に直面した際にセンターへ来所できるよう誘導した。

就労・生活相談を強化し、就労支援につなげるための状況把握を進め、相談者との信頼関係の構築に努め「利用者カード」の発行を行なった。

相談者に対しては、課・係間の連携を図り、個別的・継続的・包括的支援を行なった。また関係機関や地域の支援団体との連携を一層推進した。

また、30年度から毎月実施される「高齢者特別清掃事業」の輪番登録者に対して「利用者カード」を発行し、就労支援の充実を図った。〔第9表-1、第9表-2〕

② その他の生活身上相談

日雇雇用保険制度の適正化、社会保険制度の加入促進に関わる動向、とりわけ事業所や労働者が抱える問題などに注視し、労働者保護の観点から相談者に対する対応力の向上を図った。〔第13表〕

ア. 戸籍・住民登録等事務手続きの相談

現場への入場・日雇労働被保険者手帳の取得や銀行口座の開設などのために、住民登録等が必要な労働者の相談・事務手続き援助を行なった。

イ. 日雇労働被保険者手帳（雇用保険）の取得援助を含めた就労相談

就労・生活の安定のため、雇用保険（日雇労働被保険者手帳）の普及・啓発、取得援助を含めた就労相談を行なった。

ウ. 健康保険日雇特例（健康保険）の資格取得や年金制度に関する相談

労働力の維持・回復のため、健康保険証の取得にともなう相談を行なった。

エ. 建設業退職金共済手帳（退職金制度）の取得援助

退職後の生活安定のため、建設業退職金共済手帳の相談・取得のための取り次ぎ援助を行なった。

オ. 免許証・修了証の再交付相談及び手続き援助

各種免許証・技能講習修了証を紛失した労働者の再発行相談と手続き援助をおこない、就労機会の拡大を図った。

カ. 住居の安定を求める相談

キ. 尋ね人、落とし物、所得証明等に関する相談

(3) 労働者援助

生活困窮状態にある者を就労へ結びつけるため、多様な労働者援助を行なった。

① 短期宿泊援助

就労の意志を有し、就労機会の確保又は労働力の回復が期待できる労働者に対して、大阪自彊館の協力を得て、必要な宿泊援助を行なった。また、簡易宿所生活衛生同業組合からの無料宿泊協力を得て、簡易宿所への宿泊提供を行なった。

簡易宿所の紹介実績の減少は、インバウンド増加による空室の減少や、浴場の改修で利用できない協力施設が発生したこと等が影響した。〔第12表、第14表〕

② 生活就労援助

賃金・労災書類等の受取りや交通費・食事代などで困っている労働者に必要最低限の援助を行なった。

なお、地域における関係機関や団体との連携を図り、地域の社会資源を活用したことや、問題解決の過程で事業所に対する協力要請（例：未払い賃金の振り込み・持参等）に積極的に取り組んだことから、件数が減少した。〔第12表、第14表〕

③ 労働者疾病予防援助

住居が確保できないため一時的に生活に困窮している労働者に、必要最低限の生活用品などの援助を行なった。

[第12表]

Ⅲ 技能講習に関する事業

地域労働者は、現場経験が豊富であっても、資格がないために就労に結びつかないことがある。また、不安定な就労や労働条件によって、生活困難な状況に陥る者が多くいる。このため、地域労働者の技能資格の取得を促進し、就労機会の拡大を図ることを目的に、平成5年度から技能資格取得促進事業を行ってきた。平成13年度からは、厚生労働省の日雇労働者等技能講習事業を受託し、建設機械をはじめとした広範な技能講習を実施している。

平成19年度からは、企画競争型の方式となり、平成26年度まで続けて受託してきた。

平成27年度からは、新たに民間競争入札型の方式が導入されることになり、より効果的・効率的な事業運営が求められることとなった。

近年、現場での安全対策が強化され資格所持者の免許の提示、提出が義務付けられ、資格取得へのニーズはさらに高まっている。平成30年度も受講者の利便性に優れた財団施設内で実施する講習科目を増やした。

また仕事の都合で平日に受講申込が困難な地域労働者のために試行的に月1回土曜日受付を行ない、受講者の増加を図った。

厚生労働省に提出した提案書にもとづき、55科目570人の募集に対し、申込者は52科目585人、選考は52科目464人で、受講者は51科目430人で、修了者は421人となった。

〔第15表-1～2、図表⑩〕

1 建設技能のスキルアップ講習

建設業務関係技能講習は、センター内で実施する科目に新規科目の「ロープ高所作業特別教育」を追加し、受講者の利便性とスキルアップ講習の充実を図った。〔第15表-1〕

(1) 建設業務関係技能講習

- | | |
|---------------------|---------------------|
| a 車両系建設機械運転（整地他用） | b 車両系建設機械運転（解体用） |
| c 車両系建設機械運転（基礎工用） | d 締固め用建設機械 |
| e 不整地運搬車 | f ショベルローダー等 |
| g 足場の組立て等特別教育 | h 玉掛け |
| i ガス溶接 | j 足場の組立て等作業主任者 |
| k 地山の掘削・土止支保工作業主任者 | l 型枠支保工の組立て作業主任者 |
| m 建築物等の鉄骨の組立て作業主任者 | n 木造建築物の組立て等作業主任者 |
| o 有機溶剤作業主任者 | p 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 |
| q コンクリート解体等作業主任者 | r 石綿作業主任者 |
| s 職長・安全衛生責任者 | t 石綿使用建築物等解体等業務特別教育 |
| u アーク溶接特別教育 | v 研削砥石特別教育 |
| w 振動工具安全衛生教育 | x 電気取扱（低電圧600V以下） |
| y 丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育 | z 粉じん作業特別教育 |
| イ ダイオキシン類ばく露防止特別教育 | ロ 巻上げ機運転特別教育 |
| ハ ロープ高所作業特別教育（新規） | |

(2) 運輸業、製造業関係等技能講習〈建設業務にも有効〉

フォークリフト・高所作業車（普免所持者）、小型移動式クレーン（玉掛け有）、床上操作式クレーンは随時募集に切り替え、フォークリフト（普免無）は追加募集を行ない、受講希望者の確保を図った。

a フォークリフト運転 ②

b 高所作業車 ②

- c 小型移動式クレーン ②
- e 床上操作式クレーン

d クレーン（荷重5 t未満）

（※ ②は2コース）

2 職種転換・常用就職をめざした講習

建設現場で就労している日雇労働者の中には、日雇から脱却し常用就職を希望する者、また高齢により体力的に就労可能な職種に転職したいと考えているが現状から踏み出せないでいる者も少なくない。

労働者の不安をやる気に変えるため、講習を可視化し、財団施設内にて「清掃業務体験講習」や「刈払機講習」を実施した。また「ベトナムメイクアップ講習」は、地域のホテルにて実技を実施し、受講後の成功例や安定的雇用につながる求職支援をPRすることにより、労働者が1歩をふみだす勇気につながる講習を実施した。 [第15表-2]

(1) 自動車運転免許職種転換講習

自動車運転免許については、職種を問わず必要とされるものであり、旅客運送業、倉庫・陸上運送業、被介護者等の搬送など、就職への意欲を強く有する者に対して実施した。

平成30年度は大型自動車運転免許が2名、大型特殊自動車が1名、大型2種自動車運転免許が1名、けん引が1名の合計5名が修了し就職につながった。運転免許関係は、就職内定者又はそれに準じる努力を行なっている者に絞り込み、職業理解の度合いや円滑な人間関係が築けるかなど、きめ細やかなカウンセリングを実施した。そのため、受講者数は計画数より少ないが、修了者の安定的な雇用への移行率は、高いものとなった。

- a 大型自動車運転免許 ②
- c けん引自動車運転免許
- e 普通二種自動車運転免許

- b 大型特殊自動車運転免許
- d 大型二種自動車運転免許

（※ ②は2コース）

(2) 介護業務関係職種転換講習

① 介護業務体験講習

受講者は2名あった。うち1名は受講修了し介護職員初任者研修の受講につながった。

② 介護職員初任者研修

体験講習修了者に、介護業務の関心度や受講中の生活手段、修了後の介護業務への関わり方などを細かく聞き取り、受講へつなげた。

③ 全身性障がい者ガイドヘルパー養成研修

介護職員初任者研修修了者の1名が受講し修了した。

(3) 造園・林業関係職種転換講習

① チェーンソー（伐木）・刈払機（草刈）作業従事者講習

刈払機講習は、財団施設内で見学が可能な講習を実施し、見学者を受講へと誘導した。刈払機講習やチェーンソー講習は、受講機会を増やすため、随時募集に切り替え募集を行なった。2科目受講した労働者1名が清掃作業で資格を活かし正社員となった。

② 刈払機・チェーンソー習熟講習

公園清掃等で安定雇用につなげる支援として、平成30年度も刈払機・チェーンソーの資格所持者に対し、作業の安全や習熟を図った。しかし、平成30年度は、受講希望者がなく講習開催に至らなかった。地震、風水害による復旧工事に係る森林保全の仕事が出ている事業所の声も

ある。森林環境税も平成31年までの事業のため、平成31年度は開催できるよう講習の周知に努める。

(4) 機械の習熟を図る講習

技能講習の修了証を所持しているが、現場経験が浅く、資格を活かせていない者や習熟度を一層高めることを希望する者を対象に実施した。受講者からは「機械の操縦に自信が付いた」「就職意欲がわいてきた」の声があった。平成30年度も習熟コースの実施により、資格所持者の就職・就業率の向上を図るため、講習を実施した。

① 建設機械等習熟コース

車両系（整地ほか用）受講希望者に対し、選考会時に講習の周知を行ない、資格取得後の技能の向上を図った。受講者からは「我流の操作癖がついて困ることがあった。基本を学び直すことで安全に操作する自信がついた。」という声が寄せられた。

② フォークリフト等習熟コース

フォークリフト受講希望者に対し、選考会時に講習の周知を行ない、資格取得後の技能の向上を図った。受講者からは「次の仕事でフォークを使う予定だが、しばらく操作をしていなかった。受講により操作感を確認できたので操作に自信がもどった。」という声が寄せられた。

(5) 清掃業務体験講習

高齢になり建設での就労継続が困難になった労働者を対象に実施した。財団施設内で講習を行ない、受講者の就労意欲を高め、見学者を受講へ結びつけた。

平成30年度の修了者は17名となった。1名がセンターからの紹介、4名が就労支援ナビゲーターを活用して清掃員のパート労働として就職し、安定就労へつながった。

(6) ベッドメイキング講座（新規）

今年度より座学は財団施設内で行ない実技は、簡易宿所生活衛生同業組合の協力により地域内にあるホテルの客室を借り上げ、実際のホテル清掃現場に近い環境で実施した。受講後1名が就労支援ナビゲーターを活用して清掃員のパート労働として就職し、安定就労へつながった。

(7) パソコン講座

パソコン操作技能を身につけ、カウンセリングの受講をセットにすることで、履歴書や職務経歴書の作成を支援し、就職活動・面接を少しでも有利に（心構えや自信を含め）進めることを目指した。また、介護業務、清掃業務関係に就職した際や、建設業で職長等を任された際に業務日報や報告書の作成を求められた時の苦手意識を克服するため、初級及び中級に分け、受講者のレベルにあった講習を実施した。

平成30年度は、初級コース2回、中級コースを1回実施した。初級コースは6名が修了し、中級コースの修了者は3名となった。受講修了者からは「講師の先生の説明がすごくわかりやすかった、就職活動に自信がついた。」との声が寄せられた。

3 適切な講習受講・就労に誘導するための取り組み

「受講相談」「カウンセリング」「紹介窓口・求職相談への誘導」「就労支援ナビゲーター」との連携という流れを、技能と就労に関わる総合サポート体制と位置付け実施した。

総合受付体制の下で総合支援に取り組むため、技能講習窓口での相談が資格の話だけで完結するものではなくなっている。相談者の生活全般について聞き取ったうえで、本人の生活向上にとって必要な選択肢の一つとして、講習受講等の勧奨を行なった。〔第16表〕

(1) 受講相談

相談者の職業経験や職業能力、希望する職業、生活状況等を勘案し、適性に応じたスキルアップ、職種転換・常用就職型講習の各メニューを提示し、適切な受講科目を薦めた。

受講終了後のアンケートを通じて、資格が活かしていないと回答した者へのフォローや就職者が職場に定着できるよう、アフターフォローを実施した。

(2) カウンセリングの実施

自己分析や自己理解を通じて、講習や就労意欲の向上につなげるため、カウンセラーによる支援を行なった。

スキルアップ型講習の受講者には希望に応じて、職種転換・常用就職型講習の受講者に対しては、就労意欲の向上のため、レポートの提出と併せて受講するよう誘導し、きめ細やかなフォローを行なった。就職者には定着支援を実施した。

安定的雇用を目指す者を対象に、履歴書・職務経歴書の書き方、面接マナー、求職活動の方法などについて、就職活動講習会を実施した。

平成27年度より、カウンセラー資格を有するコーディネーターを配置し、技能講習受講希望者や就労相談者に対して、常時対応することが可能となり、的確かつ効果的な技能講習の誘導や、安定的雇用に向けた支援を行なった。

平成30年度もカウンセリング直後アンケートを実施し、「履歴書を作成するのに国語辞典をひらいた。中学校以来だが、一緒に考えてくれるのががんばれた。」「採用された会社で働き出したが不安や不満を聴いてもらえたので、まだ仕事が続けられている。」との声が寄せられた。

(3) 紹介事業との連携

清掃業務体験講習の受講者を紹介課の求人窓口につなげ、地域の関係団体から事業所登録や労働者の誘導をしてもらう連携を行なった。

(4) 就労支援ナビゲーターとの連携

平成25年8月から、ハローワークの就労支援ナビゲーターへの誘導を実施している。

平成28年9月より、ハローワークとの連携を強め、選考説明会の際にハローワークの求人票閲覧コーナーを設け、就労支援ナビゲーターが来所し、常用就職希望者に対し就職相談を実施した。あわせて求職相談後に就労支援ナビゲーターと職員が情報共有することを定例化し、就労支援の質の向上に取り組んだ。

平成30年度の受講件数は87件となり、その内10名（建設業1、清掃業5、製造業4）が安定的雇用に結びついたと報告があった。

4 効果測定（事業所・受講者ニーズの把握）

(1) 受講終了時のアンケートの実施

平成30年度の受講終了後に実施したアンケートでは、受講終了者421名に対し411名より回答を受け、そのうち95.5%の402名から「役立った」との回答があり、講習科目設定等が適切であるかの判断材料となった。

(2) 就職・就業率の把握

就職・就業者数を講習科目ごとに整理して報告するとともに、募集人数に対する充足率が50%、就職・就業率が20%を下回る講習について要因分析を行なった。

建設業の人手不足と地震、風水害により発生した復旧作業のため、受講希望者が講習日程の調整を行なうことが難しく、受講が困難な状況が続いている。平成30年度の企画提案書では、受

講日程や通所等の選択に幅をもたせることや土曜日（一部）の受付実施等の改善を図った。

平成30年度の受講修了者のうち、修了した日が属する月の翌月から3ヶ月間に月13日以上就業した日が2月以上ある労働者の割合（就業率）は、年度修了者421人のうち5月から11月までの修了者361名を対象で214人、59.3%であった。

（3）事業主の人材ニーズと労働者のニーズ調査

平成30年度の求人は、建設業が87.9%を占めている。また、地域高齢者労働者には比較的軽作業の清掃関係や警備関係のニーズも多い。

平成30年度は、事業所訪問時に「事業主の人材ニーズ」を60社から聞き取り、「労働者ニーズ」は新規受講労働者107人より聞き取りを行ない、平成31年度の講習科目に反映させた。

〔図表 ⑨〕

（4）独自の受講者ニーズの把握

受講修了3ヵ月後に独自のアンケートを実施し、平成30年度は366名より回答があり、92.3%の338名より「資格が役立った」との回答を受け、「資格が役に立っていない」と回答した受講者には、カウンセリングや就労支援ナビゲーターへの誘導を行なった。

〔図表 ⑩〕

IV 広報啓発及び福利厚生事業

あいりん地域における当財団の役割、各事業の一層の推進を図るためには、創意工夫したタイムリーな情報発信が欠かせない。

平成30年度は、ホームページやモニター・掲示板などを活用し、労働者・事業所にわかりやすい魅力的なPRを行ない、広報事業の強化・財団の認知度アップに努めた。

1 労働安全啓発及び広報事業

近年、労働災害による死亡者数が府内で増加している傾向にある。そのため、「センターだより」などを通じた労働安全啓発に加え、労災補償制度のパンフレットなどを独自に作成し啓発を行なった。

また、日雇雇用保険・健康保険・建退共制度の普及を図り、震災復旧工事や除染作業の事例に対応した労働安全啓発に努めた。

加えて、センターで実施している技能講習、総合受付窓口等の周知のため、ポスターなどを作成し、簡易宿所や関係機関・団体等に広く配布する。さらに地域の関係機関が主催する「萩之茶屋文化祭」などに積極的に参加し、財団の認知度アップに努めた。

2 センターだよりの発行

求人情報や労働関係の啓発・健康知識などの普及を図るため、広報紙「センターだより」を作成し、労働者・事業所及び簡易宿泊所、関係機関等に配布した。

平成30年度は、財団が取り組む各事業や案内、最新の情報等を地域労働者にわかりやすく伝えていくことに力点を置いた。

広報紙 月1回 2,500部

3 労働者べんりちょうの発行

日常の疑問やトラブル解決のための機関案内等、労働者の仕事や生活に役立つ情報を掲載した「労働者べんりちょう」を発行した。また、事業所及び簡易宿所、関係機関等にも配布した。

年1回 6,000部

4 労働安全啓発相談

熱中症、除染作業、アスベストの健康被害など、労働安全の啓発相談を行なった。あわせて、熱中症は命に関わる問題であるため、広報紙やポスターを作成し、労働者・事業所双方に対し啓発をすすめた。

5 労働力再生のための福利厚生事業

(1) 「将棋愛好者の集い」の開催

地域労働者の相互交流の機会を提供し、就労意欲の維持と回復のため、日本将棋連盟の棋士の指導を受け、「将棋愛好者のつどい・入門編」「将棋愛好者のつどい」を開催した。

年各1回 6月12日参加者 60名・10月23日参加者 60名実施

(2) 「たそがれコンサート」の開催

地域労働者はもとより、地域住民にも広く親しまれる行事として定着している。

平成30年度も、大阪府立淀川工科高等学校吹奏楽部の協力を得て、萩之茶屋南公園（通称：三角公園）において「たそがれコンサート」を開催した。コンサートの運営等では、関係機関及び団体の協力を得て取り組んだ。また開催時には、トラブルなどが起こらないよう安全確保に努めた。

年1回 9月6日実施 約 500名参加

V 日雇労働者就労援護施設の管理・運営

1 就労援護施設の管理による就労場所の提供及び付属機能の提供

当財団は、就労の不安定な方々が多数居住しているあいりん地域における労働者の就労の安定を図るとともに、福祉の増進に努め労働者の生活の向上に資することを目的とした事業を実施している。あいりん労働福祉センターは、日雇労働者の就労あっせん並びに労働者福祉の向上を目的に建設された施設であり、当財団の業務である就労あっせん等の就労支援機能のほか、日雇雇用保険・健康保険認定事務のための日雇労働者の待合施設としての機能を併せ持っており、施設の管理運営は、当財団が円滑に事業運営するためには極めて重要な業務である。

日雇労働者就労援護施設であるあいりん労働福祉センターの管理運営については、施設所有者である国及び府から委託を受け、利用者の安全確保と円滑な管理運営に努めた。

なお、本施設については、耐震性が不足していることから建て替えられることとなり、平成31年3月末に当財団による管理運営事業を終了した。 [第17表、第18表]

(1) 施設管理業務

施設内での喧嘩、暴言・威嚇行為、放置物品の対応及び一般車両の駐車排除勧告などの秩序維持・場内指導の実施や、あいりん労働福祉センターのシャッター開閉業務、受電設備等の維持管理、防火管理等の日常業務を適切に行ない、日雇労働者就労援護施設の機能維持を図った。

とりわけ老朽化してきている建物の安全管理について、大阪府・国、その他の関係機関と協議をしながら更なる安全確保のための取り組みに努めた。

30年度は、6月に大阪府北部地震、9月に大きな台風に2度見舞われるなど、災害の多い年であった。台風21号では、暴風のため、2名の利用者が負傷し、シャッターの一部が破損した。地震の影響は軽微で、3階寄場の天井板の一部破損のみであった。また、大阪北部地震以降、老朽化していた南側ブロック塀付近を立ち入り禁止とし、平成31年3月には、大阪府によりブロック塀が撤去され、フェンスが設置された。

平成31年1月から3月まで、施設閉鎖に反対する団体から、計6回の抗議の申し入れを受け、毎回30人前後の参加者があったため、その都度6～8名の職員が警備にあたった。

また、同年3月には、施設南西側のシャッター開閉のための電気系統で漏電が発生したため、開閉時以外は当該系統のブレーカーを落として、漏電による事故を回避した。

シャッター閉鎖時の妨害等	実績	5件
消火活動・焚火の始末	実績	3件

(2) 環境美化業務

あいりん労働福祉センターの衛生管理及び環境美化、施設の美観の維持・向上を図るため、感染症の発生及び拡散を防ぐための消毒やあいりん地域高齢日雇労働者による寄場清掃、放置自転車の整理、落書きの始末や破損した掲示物の貼り替えなどを実施した。

センター内及び周辺のごみ・放置物対策については、西成区役所、西成警察署をはじめ、建設局、環境局、福祉局等の担当者と連携し、おおむね月1回、定期的に撤去を行なった。

自転車の処理（撤去）	実績	55台
放置自転車の整理	実績1日平均	50台
落書きの始末	実績	15件

(3) 福利施設業者への指導

就労生活が不安定な日雇労働者が就労に従事するために必要な福利施設として、あいりん労働福祉センター内に売店・シャワー室が設置されており、それらの運営を委託した。

このため、低廉で行き届いたサービスがされるよう委託業者の指導を行ない、施設利用労働者の福利厚生の上昇を図った。

また、地域労働者を対象に年2回シャワー室の無料開放が行なわれ、希望する労働者に対してタオル・石けん・カミソリの給付を行なった。

平成30年度末のあいりん労働福祉センター閉館に伴い、大阪労働局及び大阪府と連携し、売店や小間割店舗の移転について店主らと協議した結果、平成31年2月末に売店2店舗及び小間割5店舗、3月末にシャワー室が業務を終了した。

(4) 事故時の緊急対応

シャッター閉鎖時の妨害、暴行傷害行為への対応、放火・焚火の対応、設備等破損の修復、便所、下水のつまり等への迅速な対応措置を行なった。

(5) 労働者救護等

あいりん労働福祉センター内において、負傷や体調不良を訴える労働者の救護や泥酔者の緊急保護に取り組むとともに、医療機関と連携して適切な対応に努めた。

また、施設に不慣れな労働者に対しては、窓口へ案内するなど施設利用の援助を行なった。

平成30年の年末に3階寄場で労働者が衰弱しているのを管理室職員が発見した。厳しい寒波により体調の悪化が心配される中、本人に対して救急車による病院への搬送の勧めに対し拒否の意思を崩さなかったが、関係機関と連携して説得を続けたところ、これに応じ、救急搬送することができた。

(6) あいりん労働福祉センター閉館

あいりん労働福祉センターは、建て替えのため、平成31年3月末をもって業務を終了した。

円滑な閉館のため、閉館1か月前から、寄場内に閉鎖のお知らせを掲示するとともに、お知らせのチラシを利用者ひとり一人に配布し、閉館への協力を求めた。

また、閉鎖日におけるシャッター閉鎖に対する妨害行為が想定されたため、施設所有者である国及び府と、さらに西成警察署と連携し、妨害行為等への対応について計画を立て、体制を組んで3月31日に臨んだ。しかし、センター東側のシャッター閉鎖作業中に、1名の者が制止を振り切ってシャッター直下に横たわって作業を妨害したため、妨害行為をやめるよう説得したが応じなかった。また、「求人森」付近を中心に30人以上による施設内での抗議行動が執拗に続けられた。シャッター閉鎖予定時刻の18時以降30分毎に4回プラカードと館内放送により退去命令を発したが、占拠状態は解消されなかった。結果として、3階寄り場と北側及び南側の一部シャッターは閉鎖したものの、翌日を迎えシャッター閉鎖を断念し、施設の管理権は国と府に移行した。

2 たばこ販売事業

施設利用労働者の福利厚生のため、売店運営を委託しており、受託業者が販売するたばこの仕入れ、卸しを行なった。

3 福利施設貸付事業

小間割店舗事業者に対し、店舗を貸し付け、低廉で行き届いたサービスがされるよう指導を行なった。

また、携帯電話等を持たない利用者のため、公衆電話を設置し、運営を行なった。